

# 柳川市立大和中学校 いじめ防止基本方針【概要版】

## 1 いじめの定義及び防止等にかかる考え方

### (1) いじめ防止に関する基本的な考え方

全ての子供は、かけがえのない存在です。未来の社会から授かっている宝です。その子供が健やかに成長していくことは、いつの時代においても大人の願いです。

子供は、人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見し、認め、自己改善に努めます。そこで、互いの存在を認め合い、互いの特性を伸ばし、秩序ある安定した生活及び存在欲求、承認欲求が満たされる安心した生活ができる場があれば、温かい人間関係の中で子供は自己実現を目指してのびのびと生活できます。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排斥、排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供にとって居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来、未来に向けた希望を失わせます。

ですから、いじめは、絶対に許されない行為です。しかし、どの子も加害者にもなり、被害者にもなる可能性があります。

そこで、私たちは、何より、いじめを生まない学校づくりに力を注ぎ、いじめ撲滅を目指し、わずかな兆候も見逃さないように努めます。また、学校全体で組織的に対応していきます。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

たとえば、次のようなことが考えられます。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる。
- ・パソコンやスマホ等で本人の許可なく個人情報等を載せられたり、悪口を書かれたりする。

いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものがあります。教育的な配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察等に相談し、通報し、関係機関等との連携をとることもあります。

### (3) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止・いじめの早期発見及び早期対応、いじめに対する措置を組織的に行い、それを実効あるものにするために、下記構成員からなる常設の「いじめ防止等対策委員会」を置きます。

校長、教頭、主幹教諭（教務担当）、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー

- ※ 個々の事案によっては、関係学年の学年主任、学級担任や部活動顧問もこの委員会の構成員となる。

## 2 いじめの防止等に関する指導の重点

### (1) いじめの防止に関する指導の在り方の原則

- **生徒を見つめ、見つけ、見守る生徒指導を行います。**
  - ・いじめに関するアンケートを月に一回は実施します。
  - ・授業と授業の間の休み時間等も教室等にて目配りをします。
  - ・様々な活動の中で、一人一人の良さを見つけることに努めます。
- **生徒同士が温かい関係で結びつく集団づくり、仲間づくりに努めます。**
  - ・生徒の存在価値を認め、一人一人が自分らしさを表現できるような場を多くします。
  - ・各教科等の授業や生徒会活動で、人と関わり、協力し、課題を解決した喜びを味わえる活動を提供します。
  - ・道徳の授業を学年所属の教職員が、どの学級でも授業を行い、生徒の多面的な理解に努めます。
  - ・かけがえのない生命、奇跡的に引き継いだ生命のありがたさに気づくことや自他を認める態度形成、思いやりの心遣いと実践を促す授業や指導を重点的に行います。

### (2) いじめを予防する基礎基本

- 職員研修を定期的に行い、いじめのメカニズムや人間の心理等について学びます。
- 教職員が、受容的で、信頼され、親しまれるような存在になるよう研修に努めます。
- どの子も参加し、参画する場面がある授業を展開します。

### (3) いじめに対する対応

- **対応は、迅速に、丁寧に、慎重に、正確に行います。**
  - ア いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、管理職に伝える。
  - イ 担任は、直ぐに当該生徒に話を聞く。いじめているという名前が挙がった生徒にも、学年教師が手分けをして事実を確認する。
  - ウ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
  - エ 全体像が分かったら、いじめ対策委員会を開き方針を決める。
  - オ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
  - オ その日の内に、被害者、加害者の家庭に連絡し、家庭訪問する。
  - カ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等との連携し、対応に取り組む。
  - キ いじめが続いていないか、十分に観察する。
  - ク 「いじめが解決されたかどうか」の最終判断を誰がするかを決めておく。いじめ対策委員会等で確認し、最終判断は校長が行う。
  - ケ いじめの内容が悪質である場合、いじめた生徒への長期にわたる面談を通じて、いじめは絶対にいけないことを説諭する。また、いじめられた生徒に対して、万全を期して守り抜く体制を取る。
  - コ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、しない、許さない集団作りを行う。

### (4) 重大事態への対処

- ① 重大事態とは次の場合です。
  - ・いじめにより、生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。(自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合など)
  - ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ② 重大事態は、事実関係が確定した段階で対応するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始します。
- ③ 重大事態が生じた場合、アンケートの使用、その他の適切な方法により、事実関係を明らかにする調査を速やかに行います。さらに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、市教育委員会に報告し、適切な対応について協議し、事態の速やかな対処を行います。また、その後の指導も適宜保護者や市教育委員会に報告します。